

鳥取県消防学校及び県営住宅余子団地太陽光発電施設運営等事業者募集要項

1 目的

鳥取県（以下、「県」という。）では、再生可能エネルギーの更なる導入を図るため、鳥取スタイルPPA推進のために鳥取県消防学校の施設屋上及び県営住宅余子団地の住戸屋根部分（以下、「対象施設」という。）に設置した太陽光発電施設の運営等を実施する事業（以下、「太陽光発電施設等運営事業」という。）を行う優先交渉権者を公募により募集する。

2 対象施設

(1) 鳥取県消防学校（施設屋上に設置）

所在地 鳥取県米子市流通町 1350

設置規模 39.375kW 以上（PCS 27.5kW 以上 30kW 以下）

(2) 県営住宅余子団地（各戸の屋根に設置）

所在地 鳥取県境港市誠道町 8 ほか

戸数 29 戸（集会所 1 戸含む）

設置規模

区分	戸数	太陽光パネル設置規模	蓄電池
単身者向け住宅 （平屋）	14 戸	各戸 2 kW 以上 （PCS 4.4 kW 以上）	
世帯向け住宅 （2 階建）	14 戸	各戸 5 kW 以上 （PCS 4.4 kW 以上）	
集会所（平屋）	1 戸	7.75 kW 以上 （PCS 5.5 kW 以上）	5.6 kWh 以上
合計	29 戸	105.75 kW 以上	5.6 kWh 以上

3 募集概要

(1) 募集内容

対象施設に設置した太陽光発電施設の管理・運営、居住者への売電、売電収益を活用した普及啓発事業の企画、運営等を行う優先交渉権者を募集する。

(2) 事業期間

10 年を基本とする。なお、期間終了の 1 年前から新たな契約締結について協議することができる。

(3) 事業実施手続

優先交渉権者は、県と協議の上、再生可能エネルギー導入促進に係る委託契約、太陽光発電施設等の貸付契約を結ぶことにより事業者として事業を実施することができる。

4 貸付価格

貸付は無償とする。

5 利用条件等

(1) 県は対象施設等を事業者に貸付ける。

- (2) 対象施設等は、原状のまま貸付ける。
- (3) 事業者は、売電収益を活用した普及啓発事業を実施することを義務とする
- (4) 事業者は、鳥取県消防学校及び県営住宅余子団地の入居者と対象施設に設置した太陽光発電施設からの電力供給に関する契約を締結する。
- (5) 事業実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 県が本事業の事業性を保証するものではないこと。
- (7) 鳥取県消防学校について、以下のとおり。
 - ・全量自家消費で運営するため逆潮流はできないこと。
 - ・発電メーターは整備されていないので運営事業者が整備すること。
 - ・運営事業者は施設運営するために県と事前に協議して運営事業者負担で施設の改造ができること。
 - ・施設は自家用電気工作物として電気設備の保安監督委託を実施しているため、太陽光発電にかかる増額分（約1千円/月）については運営事業者が負担すること。
 - ・軽微な故障などの修繕（修繕費20万円/件以下）については運営事業者が負担すること。
- (8) 県営住宅余子団地について、以下のとおり。
 - ・太陽光発電の余剰電力の系統への逆潮流やその売電は可能であるが、蓄電池からの逆潮流は認められないこと。
 - ・蓄電池への充電は太陽光発電設備の発電電力からのみとし、系統からの充電はできないこと。
 - ・発電メーターの通信費等検針に係る費用についても運営事業者が負担とすること。
 - ・運営事業者は施設運営するために県と事前に協議して運営事業者負担で施設の改造ができること。

6 応募に係る事項

(1) 応募資格

優先交渉権者として応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

複数の法人等が共同企業体として共同して応募することができること。この場合においては、(2)の事項を遵守すること。

なお、ア、キからサまでについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、優先交渉権者及び事業者としての資格を失うものとする。

- ア 鳥取県内に本社(店)を有すること。
- イ 設置場所において太陽光発電施設の管理・運営、居住者への売電、売電収益を活用した普及啓発事業の企画、運営等を実施することができる総合的な企画力、資金力及び経営能力を有していること。
- ウ 提出書類の受付最終日から9(2)の審査の日の前日までの間において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 提出書類の受付最終日から9(2)の審査の日の前日までの間において、役員に、次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (ア) 破産者で復権を得ない者
 - (イ) 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- オ 提出書類の受付最終日から9(2)の審査の日の前日までの間において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指

名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

カ 提出書類の受付最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続きの申立てがなされている者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によるなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

（オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

（カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

サ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

（2）共同企業体応募の際の遵守事項

複数の法人等が共同企業体として共同して応募する場合には、以下の事項を遵守すること。

ア 共同企業体の名称を設定し、共同企業体内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該共同企業体の構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ （1）アに関し、共同企業体の代表となる法人等は鳥取県内に本社（店）を有するとともに構成団体のすべてが、日本国内に本社（店）を有する法人等であること。

ウ （1）イに関し、構成団体の1社以上が設置場所において太陽光発電事業を実現することができる総合的な企画力、資金力及び経営能力を有していること。

エ 共同企業体の代表となる法人等及び構成団体のすべてが、6（1）の応募資格をすべて満たす法人等であること。（（1）ア及びイは前述のとおり）

オ 共同企業体内での構成団体の役割分担等が協定等で定められていること。

カ 単独で応募した法人等は、共同企業体応募の構成団体となることができないこと。

キ 同時に複数の共同企業体の構成団体になることはできないこと。

（3）費用負担

太陽光発電施設の管理・運営、居住者への売電（計量を含む）、売電収益を活用した普及啓発事業の企画、運営等に係る一切の費用及び対象地の維持管理のための費用（軽微な修繕を含む）は、事業者が負担するものとする。

（４）現地調査

対象地の現地調査を希望する場合は、県に事前に依頼を行い、担当者の指示に従い調査を行うこと。なお、太陽光発電設備は設置工事中であり、企画提案書等の受付期間中には完成していない。

（５）設備のメンテナンス

発電設備が所期の性能を発揮するために必要な法定点検、定期点検、部品交換等のメンテナンスを行い、設備が故障した場合には、ただちに修理を行える体制を確保するとともに、日常におけるパネル清掃等の簡易な維持管理業務については県内に事業所を有する企業への発注に努めること。

（６）損害賠償責任

県及び第三者への損害について、事業者は損害を生じないよう最大限の配慮を行うこととするが、万が一、事業者が発電設備の故障により送電網に影響を与えた場合等には、事業者がその損害を賠償する義務を負うこと。

また、発電設備等の設置及び管理に関する瑕疵により、県及び第三者に損害を与えたときは、その損害についても、同様とする。

（７）天災等による損害及び日射量の減少等のリスク

天災その他やむを得ない事情により発電設備が使用できなくなった場合に生じた損害について、県は一切の責任を負わない。

また、発電設備の故障や劣化、気象の変動による日射量の減少や日照時間が想定を下回った場合などのリスクについては、事業者が負うこと。

7 スケジュール等

- | | |
|----------------|---------------------|
| （１）募集要項等の公表・配布 | 令和４年１０月３日（月）～２４日（月） |
| （２）質問受付 | 令和４年１０月３日（月）～１７日（月） |
| （３）質問への回答 | 令和４年１０月３日（木）～１９日（水） |
| （４）企画提案書等の受付 | 令和４年１０月３日（月）～２４日（月） |
| （５）事業者審査委員会の開催 | 令和４年１０月下旬 |
| （６）審査結果の発表 | 令和４年１０月下旬 |
| （７）契約の締結 | 令和４年１１月以降 |

8 優先交渉権者選定の手続き

（１）募集要項の配布

募集要項は、次のとおり配布する。

ア 配布期間

令和４年１０月３日（月）～２４日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

イ 配布場所

鳥取県 生活環境部脱炭素社会推進課

（鳥取市東町 1-220 鳥取県庁本庁舎 7 階）

電 話：0857-26-7879

メールアドレス：datsutanso@pref.tottori.lg.jp

※募集要項等は、下記ホームページからも入手可

<https://www.pref.tottori.lg.jp/307537.htm>

(2) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(ア) 受付期間 令和4年10月3日(月)～17日(月)まで

(イ) 受付方法 質問票(別紙様式)に記入の上、12の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(ウ) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページにも随時掲載する。

※ファクシミリ又はメール送信の場合は、件名に「発電施設管理運営事業」と記載したうえで送信すること。

イ 回答

質問に対する回答は、企業名及び競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和4年10月17日(水)まで随時、県のホームページ上にて公開する。

(3) 企画提案書等、提出書類の受付

応募者は、「6 応募に係る事項」を確認したうえで、「9 審査に係る事項」に掲げる審査基準を踏まえて、下記により提出すること。

なお、提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格者あるいは優先交渉権者の取り消しを行うとともに、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者として取り扱い、今後3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させない場合があるので、十分に注意すること。

ア 受付期間

令和4年10月3日(月)から24日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出書類等

次の(ア)から(ケ)まで及び(サ)の提出書類等については各1部、(コ)の提出書類等については正本1部、副本4部を提出すること。

(ア)「参加申込書」(様式2-1)

(イ)「共同企業体同意書(写)」(様式2-2) ※共同企業体を結成する場合には、各構成員について提出すること。

(ウ)「担当者届」(様式2-3) ※本公募に関する質疑等の窓口として担当者を選任し、記入すること。

(エ)「役員一覧表(様式2-4)」 ※共同企業体を結成する場合には、各構成員について提出すること。

(オ)「太陽光発電施設の管理・運営、居住者への売電、売電収益を活用した普及啓発事業の企画、運営等に関する事業実績書」

※様式は任意。A4 2枚までとすること。

(カ)「会社概要(パンフレット等)」

※共同企業体の場合には、各構成員について添付すること。

(キ)「登記簿謄本又は現在事項全部証明書」

※提出書類提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。

※共同企業体を結成する場合には、各構成員について提出すること。

(ク) 鳥取県内に本支店又は営業所等を有する者にあつては県の「納税証明書」(未納がないことの証明用)

※鳥取県の各県税事務所が提出書類提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。

※共同企業体を結成する場合には、各構成員について提出すること。

(ケ) 法人等に関する書類

①「概要書」(様式3)

②「直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書」

※親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出すること。なお、親会社が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを(可能な場合はどちらも)提出すること。

※①、②について、応募者が共同企業体となる場合は、構成員となる者ごとに作成すること。

(コ) 企画提案に関する書類等

③ 企画提案書(様式4-1)

④ 希望価格調書(様式4-2)

(サ) 誓約書(様式5)

ウ 提出方法

応募者は、イの書類等を下記提出先まで持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」とすること。

※郵送の場合、令和4年10月24日(月)午後5時15分(必着)

【提出先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県 生活環境部脱炭素社会推進課

電話 0857-26-7879

エ その他

提出された書類等に基づき、「9 審査に係る事項」に掲げる審査委員会において書面審査を実施する。

なお、審査結果については、別途通知を行う。

(4) 審査に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア)「9 審査に係る事項」に掲げる審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(イ) 他の参加資格者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(ウ) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加資格者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(エ) 提出書類等に虚偽の記載を行うこと。

(オ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

ウ 複数提案の禁止

同一の者が複数の企画提案に応募することはできない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正等を除き、原則認めない。

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 費用負担

企画提案に関する書類の作成、提出等応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

キ その他

(ア) 応募者は、提出書類等の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものととする。

(イ) 提出書類等の提出後に辞退をする場合は、応募者は、審査委員会開催日前日の午後4時まで（郵送の場合は必着）に、辞退届（様式自由）を脱炭素社会推進課に持参又は郵送により提出すること。

9 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織する「太陽光発電事業審査委員会」が行う。なお、優先交渉権者の審査に当たっては、(3)の審査基準に基づき、提出書類等により審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

審査委員会において、一定以上の評価を得た者の中から優先交渉権者及び次点者を決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業主体	① 事業者の経営・運営能力	10
提案価格	① 提案価格の多寡	20
	② 提案価格算出の適切性（事業収支の見込み等）	
事業の効果・確実性	① 太陽光発電施設の管理・運営について	40
	② 居住者への売電について	
	③ 売電収益を活用した普及啓発事業の企画、運営等について	
	④ 事業全体について	
地域貢献	① 太陽光発電の普及、啓発や環境学習への貢献	30
	② 地域産業・地元企業の活用	
	③ 地域住民との共生	
	合計	100

10 審査後の手続き

(1) 協議

優先交渉権者は県と協議を行い、合意に至った場合、賃貸借契約を締結するものとする。本協議は優先交渉権者で行うものとするが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、協議を打ち切り、次点者と協議を行うものとする。

(2) 物品賃貸借契約

ア 契約の締結

県との協議終了後、借受申請書を提出し、県との間で速やかに再生可能エネルギー導入促進に係る委託契約及び物品賃貸借契約を締結する。ただし、貸付期間の始期は対象施設の完成後とする。

イ 契約の解除

県は、次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、契約の解除をすることができる。

- (ア) 事業者が貸付条件や「5 利用条件等」に違反した場合
- (イ) 契約書に記載された土地の貸付条件や「5 利用条件等」を満たすことができないと判断される場合
- (ウ) 太陽光発電施設等の設備が利用できなくなったとき
- (エ) 公正取引委員会が、事業者に違反があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が同条第 7 項の規定により確定したとき、又は独占禁止法第 65 条から第 67 条の規定による審決（独占禁止法第 66 条第 3 項の規定による原処分を取り消す場合の審決及び独占禁止法第 67 条第 2 項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
- (オ) 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第 5 項の規定により確定したとき。
- (カ) 事業者が、公正取引委員会が事業者に違反があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (キ) 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- (ク) 事業者の役員等（事業者等が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその視点若しくは営業所の代表者をいう。以下、この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (ケ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、この号において同じ。）又は暴力団員が事業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (コ) 事業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (サ) 事業者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (シ) 事業者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難をされるべき関係を有すると認められるとき。
- (ス) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手

方が（ク）から（シ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（セ）事業者が（ク）から（シ）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合。

1 1 留意事項

（1）言語、通貨、単位

応募の際の提出書類、再生可能エネルギー導入促進に係る協定書及び土地賃貸借契約等の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

（2）個人情報保護

事業者が、本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、鳥取県個人情報保護条例（平成17年鳥取県条例第2号）及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年鳥取県規則第108号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（3）守秘義務

参加資格者は、本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

（4）応募資格

再生可能エネルギー導入促進に係る協定書の締結及び土地賃貸借契約までの間に「6 応募に係る事項（1）応募資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合は、協定の締結及び土地賃貸借契約を行わないものとする。

（5）契約の解除に伴う損害賠償について

県は、10（2）イにより契約の解除がなされた場合において事業者には損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

（6）妨害又は不当要求に対する通報義務

事業者は、事業に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

（7）事業計画の変更

事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、事業計画等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行い、事業計画等の変更を請求することができるものとする。

1 2 問い合わせ及び各書類等の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課

電 話 0857-26-7879（直通）

F A X 0857-26-8194

E-mail datsutanso@pref.tottori.lg.jp